

令和8年第 2回 総会
2月

白井市農業委員会会議録

令和8年2月5日 開会

令和8年2月5日 閉会

白井市農業委員会会議録

令和8年2月5日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

| | |
|------|---------|
| 会 長 | 中 村 教 雄 |
| 会長代理 | 齊 藤 和 博 |
| 1 番 | 海老原 菊 夫 |
| 2 番 | 増 田 道 恵 |
| 3 番 | 山 崎 正 司 |
| 4 番 | 中 嶋 健 次 |
| 5 番 | 五十嵐 玲 子 |
| 6 番 | 高 宮 正 明 |
| 7 番 | 岩 井 聡 明 |

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

報告・協議事項等

- (1) 届出等事務局長専決決裁報告について
- (2) その他

3月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 2月19日木曜日
- ・事前審査会(案) 2月26日木曜日
第1班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総会(案) 3月5日木曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中村会長 皆さん、こんにちは。

大分乾燥していて、農作物にも今度は影響が出ると思いますが、体調面で皆さん、十分注意していただいて、農作業に励んでいただきたいと思います。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和8年2月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、7番岩井聡明委員、1番海老原菊夫委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いいたします。

では、これより議事に入りますが、議案第1号について、農業委員の五十嵐玲子委員が関係しております。

この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項について、その議事に関与することができないとされております。

五十嵐玲子委員については、しばらくの間、退席をお願いします。

[五十嵐委員退室]

中 村 会 長 では、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 事務局の鈴木です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和8年2月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字復字仲ノ下の1筆です。

地目は畑。

地積は184平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は、売買による所有権移転によるものです。

次に、2番、大字復字仲ノ下の1筆です。

地目は畑。

地積は129平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は、売買による所有権移転によるものです。

次に、3番、大字復字仲ノ下の1筆です。

地目は畑。

地積は338平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請理由は、売買による所有権移転によるものです。

最後に4番、大字神々廻字西原の1筆です。

地目は畑。

地籍は1,520平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は、賃借権設定によるものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

増田道恵委員。

増田道恵委員 2班班長の増田です。

1番、2番、3番について、関連がありますので一括して報告いたします。

審査資料1番、2番、3番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から南へ1.5キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、管理されている畑です。

進入路については、赤道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて御報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクター2台、スピードスプレーヤー、堆肥まき機1台など、農機具はそろっております。

労働力は、世帯員が5人で、5人とも農業に従事しています。

年間従事日数は300日、技術力もあります。

現在、所有する農地は、全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地などの農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障がありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

続けて、調査報告を申し上げます。

審査資料4番を御覧ください。

当日は、権利者御本人と義務者の代理人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ約3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、一部管理されている畑です。

進入路については、私道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、草刈り機1台のみです。

労働力は、世帯員が4人ですが、農業に従事するのは権利者のみです。

年間従事日数は200日で、技術力については、農業法人にて6年研修しており、問題ないものと判断しました。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中村会長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番から3番について、最適化推進委員の秋本善久委員、お願いいたします。

秋本善久委員 白井、復地区担当の推進委員の秋本です。

ただいま増田班長さんの御報告のとおり、特に問題はありますが、事前審査の現場確認の際に、権利者の代理人さんと話すことができました、富ヶ谷地区の電算センターに伴いまして、この梨園さんを除外した隣接地の中に3軒の農地等がありまして、それらを整理して、今後、梨園の600平米ほどですが、増やして持続できることからいいのではということで、広げていく形を整えたということです。

ということでございますので、特に問題ないと思います。

以上です。

中村会長 4番について、最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いいたします。

山崎操夫委員 推進委員の山崎です。

義務者に電話で連絡しました。

今の使っている土地は、もうほとんど使わなくなり、誰か借り手を探しているところにいい話が来たということで、即オーケーしたそうです。

特に問題ないと思います。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりました。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

どうぞ。

押田勝巳委員 推進委員の押田ですけれども、1番、2番、3番で、権利者なのですけれども、ちょっと高齢だと思うのです。

何で権利者の家族に現役でやっている人がいっぱいいるのに、そちらの名義にしなかったか、聞いていますか。

中村会長 これは事前審査で、事務局、分かりますか。

事務局 もともとは、隣の畑が権利者さんの名義になっているので。

押田勝巳委員 今、耕作しているところが。

事務局 隣接している土地が権利者さんのものだということで、一緒になる。

押田勝巳委員 それで、そろえたということですか。

事務局 御本人もお元気で仕事しているそうですので。

押田勝巳委員 はい、分かりました。

中村会長 ほかにございませんか。

どうぞ。

伊藤 治委員 白井木戸地区担当の推進委員の伊藤です。

まず、1、2、3のほうなのですが、農地としては、かなり高額な取引だと思うのですが、権利者の方は御承諾されているのでしょうか。

中 村 会 長 事務局。

事 務 局 承諾しております。

データセンターのほうの取引額に合わせて、そういうふうな形になっています。

伊藤 治委員 ありがとうございます。

もう一つ、よろしいでしょうか。

中 村 会 長 どうぞ。

伊藤 治委員 4番なのですけれども、こちらは審査資料のほうに、自然農法を積極的に取り入れた
いということなのですが、周りの農地の方とかは、取組に問題ないようなところな
のでしょうか。

中 村 会 長 これは、班長が説明できますか。

増田道恵委員 2班班長の増田です。

隣の土地が、植木屋さんの植木がきれいに植わっていて、反対側が草だらけで、ちよ
うどいいような。

伊藤 治委員 では、あまり影響はなく。

増田道恵委員 そうです。

伊藤 治委員 問題なく耕作されそうだというふうに考えてよろしいでしょうか。

増田道恵委員 はい。

伊藤 治委員 ありがとうございます。

中 村 会 長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号
農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番から3番について関連がありますので、一括して採決を行います。

1番から3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番を許可する
ことに可決いたします。

続いて、4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、4番を許可することに可
決いたします。

五十嵐玲子委員の入室をお願いいたします。

〔五十嵐委員入室〕

中 村 会 長 続きます、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和8年2月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字清戸字向原の2筆です。

地目は畑。

地積は合計で631平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は、駐車場による賃借権設定によるものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いいたします。増田道恵委員。

増田道恵委員 2班班長、増田です。

調査報告を申し上げます。

審査資料5番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者の代理人、義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より東へ約3キロメートルです。

進入路は市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地のため、第2種農地と判断しました。

転用目的ですが、駐車場です。

次に、一般基準ですが、申請面積は631平方メートルであり、面積妥当と思われます。

事業計画についてですが、敷地内には砂利敷きを行い、外周にはコンクリートブロック土留め、単管パイプで進入防止用の柵を設け、隣接する福祉施設の職員用駐車場として、16台分の駐車スペースを確保する計画です。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水排水については、発生しません。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われ
ます。

以上で調査報告を終わります。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございました。

地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 清戸地区担当の推進委員の松丸です。

内容につきましては、今、班長の報告のとおりでございますが、義務者に会いまして話すことができましたので、補足させていただきます。

対象でございますが、数年前までは貸付けをしておりまして、ネギなどの露地野菜を栽培していたそうです。

ここで返却されたということで、今後の管理をどうしたらいいかと思っていたところに今回の話がありまして、申請に至ったということです。

特に問題はありません。

以上です。

中村会長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりました。

続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中村会長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中村会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続いて、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 長 それでは、3ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規定第6条第7項の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和8年2月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村敏雄。

4ページから5ページを御覧ください。

①農地法第3条の3第1項の規定による届出でございます。

専決処分については、以上でございます。

続きまして、6ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。

令和8年2月5日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

通知については、以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきます。

4、報告・協議事項等の(2)その他で、3月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請の受付締切りが2月19日木曜日。

事前審査会が2月26日木曜日。

担当は第1班になります。

午前9時から、本庁舎2階災害対策室2になります。

総会が3月5日木曜日、午後4時から、本庁舎2階災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案につきましては、全て終わりました。
慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人